

# 稲沢市立六輪小学校いじめ防止基本方針(概要版) 令和7年4月

## ☆ いじめの防止についての基本的な考え方 ☆

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、いじめ対応を最優先とするとともに、学校全体で組織的に対応していく。「六輪小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示す。

**いじめの定義** 「児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義する。また、いじめは児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## いじめの防止等に関する具体的な取組

### 【いじめの未然防止の取組】

- ・ 日常の学級経営や児童会活動等を通して、いじめを絶対に許さない環境、雰囲気づくりをする。
- ・ 児童が「満足感」「達成感」「自己有用感」を獲得できるよう、学級活動を中心に、教師が児童を認める場、児童同士で認め合う場づくりを行う。
- ・ 道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、ソーシャルスキルトレーニングなどを行い、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- ・ 人権教育を充実させ、命を大切にする心や、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童が、ネット（SNS）いじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、学校公開日等で、外部機関と連携して保護者向けのスマホ・ネット安全教室を開き、学校と家庭で協力して児童の情報モラル向上を図る。

### 【いじめの早期発見の取組】

- ・ 学校生活アンケート・教育相談（学期に1回）、Q-Uアンケート（年2回）を実施したり、教員間での情報共有・組織的対応を行ったりすることで、児童の小さなサインを見逃さない体制をつくる。
- ・ 児童一人一人を大切にする学級経営・指導に努め、児童が悩み事を相談しやすい環境を整える。
- ・ 学校での様子を積極的に発信しながら、学校と家庭との信頼関係づくりに努め、保護者が相談しやすい環境を整える。
- ・ スクールカウンセラーとの連携やいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介することで、児童や保護者が一人で悩みを抱え込まない環境を整える。

### 【いじめに対する措置】

- ・ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先する。
- ・ いじめの発見・通報を受けたら、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」にて情報を共有し、保護者・関係機関と連携を図りながら、迅速かつ丁寧に組織的対応をする。
- ・ 被害児童を徹底して守り通し、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・ 校内の「報告・連絡・相談・確認」体制を確立し、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察を続け、再発防止に努める。
- ・ いじめの状況によっては、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもと対応に当たる。

### 【重大事態への対応】

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。
- ・ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、適宜「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・ 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- ・ 被害児童の心のケアを行い、安心した学校生活を送ることができるようにする。

### 【学校の取組に対する検証・見直し】

- ・ いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、学校評価において、目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。